ブラッシュアップ熊毛

熊毛教育事務所だより

令和3年度　第3号

年間を通した学力向上の取組を！

〔令和３年度全国学力・学習状況調査の結果〕

本地区の学力の概況は右記のとおりです。

概ね全国の平均を上回る又は同等の結果となっています。

小学校(6年)	国語	算数
全国平均正答率	64.7	70.2
県平均正答率	67	71
熊毛地区平均正答率	68	72
全国正答率との差	+3.3	+1.8

中学校(3年)	国語	数学
全国平均正答率	64.6	57.2
県平均正答率	64	56
熊毛地区平均正答率	65	57
全国正答率との差	+0.4	−0.2

問題ごとにみると，「思考・判断・表現」に関する問題の平均正答率は，全国を大きく上回る傾向にあり，「知識・技能」の確かな定着には未だ課題を抱えている状況にあります。年間を通して，学校と家庭が一体となり，熊毛地区の児童生徒に確かな学力の定着を図っていきましょう。

〔年間を通した学力向上の取組〕

1　「見通す－学び合う－振り返る」探究型授業の実践に特化した一層の取組

○　「こだわりの視点」(「これだけは徹底する重点化・焦点化された取組」)を踏まえ，児童生徒一人一人の実態に応じた「分かる授業」の推進

○　基礎・基本の確実な定着を図る「振り返りの場」の充実による一単位時間の完結した授業実践

2　「各中学校区　基本的学習習慣系統表」を踏まえた「授業中における学習の構え」や「家庭学習における学習時間や約束事」の徹底

3　各種調査に向けた演習問題の「できるまで」を意識した継続的・計画的な実施とその分析を踏まえた授業改善

地区小・中学校教頭研修会

10月22日(金)，今年度は，国立教育政策研究所の小野総括研究官を講師に招き，全ての子供を対象にした「魅力ある学校づくり」について講話をいただきました。今後も，新たな不登校を出さないために意図的・計画的に，集団指導の取組を点検・見直しながら全ての教職員で未然防止の取組を進めていきましょう。

〔総括研究官講話〕

地区子ども会指導者・育成者研修会
地区子ども会安全教育研修会

12月12日(日)，青少年教育に対する理解を深める研修及び子ども会活動の安全確保について理解を深める研修を開催しました。実技研修では，応急救護の方法を身に付け「いざという時に慌てずに行動したい」と心構えをもつことができました。地域で子供を守り，育てる環境づくりに努めていきましょう。

〔実技研修の様子〕

あすチャレ!スクール

10月26日(火)に岳南中学校，27日(水)に一湊小学校でパラアスリートによる体験型授業が行われました。子供たちは，パラアスリートと共に車いすバスケを体験し，リアルな声を聞くことを通して，「他者のことを自分事して考える心」「障がいとは何か？」「可能性に挑戦する勇気」「夢や目標を持つ力」を学びました。今回の本物と触れた体験で学んだことや感じたことをこれからの生活や行動に生かしてくれることを期待します。

〔試合前の様子〕

スクールガード・防犯ボランティア等研修会

11月14日(日)に西之表市民会館において，子供たちの安全を確保するために，ＰＴＡ会員や地域住民，教職員等を対象に研修会を開催しました。

〔講義の様子〕

参加者は，通学路の警備の在り方や巡回パトロールの実施方法等について，鹿児島綜合警備保障株式会社や種子島警察署の方からの講義を通して研修を深めました。地区内でも声かけ事案が発生しているので，重大事案につながらないよう，地域ぐるみで学校や子供の安全を守っていきましょう。

地区中学校・高等学校学力アップ推進会議

10月19日(火)に屋久島高校，10月26日(火)に種子島中央高校で屋久島・種子島両地区の会議が行われました。「熊毛の子は熊毛で育てる」の基本理念のもと，各教科ごとに学力向上の推進策や共通実践事項の提案がなされました。

中高６年間で十分な学力を育むためには，読解力や語彙力，計算力などの基礎的な力を段階的に身に付けさせることが大切であるとの共通理解がなされました。

〔高校の学力の現状等の説明〕

高校進学を控える中学校３年生時に，基礎・基本の定着や補完的な学習にどれだけ取り組めるかが，学力向上の鍵となりそうです。

年末年始における綱紀の保持等について

12月は不祥事防止強化月間です。

年末年始を控え，慌ただしさが増してくる時期となりました。また，忘年会，新年会等飲酒の機会が増える時期でもあります。

12月10日(金)から１月10日(月)は年末年始の交通事故防止運動期間となっておりますので，教職員のみなさんは，改めて教職員として綱紀の保持に努め，飲酒運転や速度超過等の交通違反・交通事故等の不祥事が発生しないよう節度ある行動を心がけましょう。また，今年度に入り，県下で体罰事案が発生しています。体罰は決して許されない行為であり，児童生徒，保護者との信頼関係を損ねる上，学校不信を招くことにつながります。

教職員のみなさんは，自分自身の言動が体罰に当たらないか正しい認識をもち，児童生徒の人格を尊重した指導を行い，体罰の未然防止に努めましょう。

- ○ 体罰は，法で禁止されている犯罪行為です。
- ○ 体罰は，いかなる理由でも絶対許されません。
- ○ 体罰は，指導の行き過ぎではなく暴力行為です。
- ○ 体罰は，児童生徒の心身に深刻な影響を与えます。